バリアフリー新法概略

平成１８年 12 月 20 日施行のバリアフリー新法は、建築物におけるバリアフリーの対応を社会全体の中（道路、駅舎などを含む）に位置付けたところに意義があった。
一級建築士製図試験で留意するべき特別特定建築物の建築物移動等円滑化誘導基準の抜粋を以下に挙げておく。合わせて、特定建築物の円滑化基準の数値を(　)書きにて併記する。

特別特定建築物：不特定かつ多数の者が利用し、又は高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なもの・・・法 2 条 17 号
従って、ほとんどの公共建築物がこれに該当する。

特定建築物：多数の者が利用する・・・建築物・・・法 2 条 16 号
つまり共同住宅、事務所のように、特定の者が利用する用途。従って、私企業のための研修所などもこれに該当する。

〇多数の者が利用する**出入口**：　幅 90 ㎝(80)以上
直接地上へ通じる出入口のうち１以上は、　幅 120 ㎝(80)以上
便所の出入口：　幅 80 ㎝(80)以上
浴室(車いす使用者用)については、　幅 80 ㎝(**規定なし**)以上

〇多数の者が利用する**廊下**等：幅は、**180 ㎝(120)**以上
ただし、50m以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあっては、140 ㎝以上とすることができる。(50m以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設ける。)

〇多数の者が利用する**階段**：幅は、**140 ㎝(規定なし、注１)**以上。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が 10 ㎝(注 1)を限度として、ないものとみなすことができる。
けあげの寸法は、**16 ㎝(注 1)**以下、**踏面**の寸法は、**30 ㎝(注 1)**以上

傾斜路(建物内）は、一.幅は **150 ㎝(120)**以上、階段に併設するものにあっては **120 ㎝(90)**以上
二.勾配は、**1/12(1/12、ただし高さ 16㎝ 以下は、1/8 以下とすることができる。)**を超えないこと。
三.高さが 75 ㎝を超えるものにあっては、**高さ 75 ㎝(同左)**以内毎に**踏幅**が **150 ㎝(同左)**以上の**踊場**を設けること。

〇不特定多数の者が利用する１以上の**エレベーター**：
出入口の幅は、**90 ㎝(80)**以上、かごの**奥行き**は、**135 ㎝(同左)**以上、**幅**は、**160 ㎝(指定なし)**以上、・・・13 人乗りがこれに該当する。(11 人乗り、又はトランク付き 9 人乗りも可)
乗降ロビーは水平で、**180 ㎝角（150 ㎝角)**以上、

〇その他不特定多数の者が利用する全ての**エレベーター**：

出入口の幅は、**80 ㎝(80)**以上、かごの**奥行き**は、**135 ㎝(135)**以上、**幅**は、**140 ㎝(指定なし)**以上、・・・11 人乗りがこれに該当。(トランク付 9 人乗りも可)
乗降ロビーは水平で、**150 角㎝**以上、
・・・・・ハートビル法では 11 人乗りでも可であったが、施設内の 1 以上は 13 人乗りとしなくてはならない。製図試験では、どちらにしてもシャフト芯芯は 2.5m×2.5mとなるので、全て 13 人乗りとし、カゴ寸をW160 ㎝×D135 ㎝で記入すればよい。

○多数の者が利用する**便所**：これが設けられる階ごとに、車いす使用者用便所を**1 箇所**以上設ける。(建物に対し、1 箇所以上設ける。)

○多数の者が利用する**浴室等**を設ける場合には、そのうち 1 以上は車いす使用者用浴室等とする。(規定なし。)

○多数の者が利用する**駐車場**：駐車場には、車いす使用者用駐車施設を設けること。
幅は、**350 ㎝(350)**以上

○多数の者が利用する**敷地内の通路**：段がある部分及び傾斜路を除き、幅は **180 ㎝(120)**以上
段がある部分は上記階段と同様**(注 1、注 2)**

傾斜路（建物外部）は、イ.幅は **150 ㎝(120)**以上、段に併設するものにあっては **120 ㎝**(90)以上
ロ.勾配は、**1/15(1/12、ただし高さ 16㎝ 以下は、1/8 以下とすることができる。)**を超えないこと。
ハ.高さが 75 ㎝を超えるものにあっては、**高さ 75 ㎝(同左)**以内ごとに**踏幅**が **150 ㎝(同左)**以上の**踊場**を設けること。

(注 1)：規定のない物に関しては、用途により基準法を満たすものとする。

(注 2)：傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除き、移動円滑化経路上に階段又は段を設けない。これは誘導基準も同様と考えられる。

製図学習の対応方針：法改正以前の過去課題、及びオリジナル課題については、まず基本となる誘導基準をしっかり覚える意味から、より好ましい円滑化誘導基準に従い行うものとし、平成 22 年の課題発表後、用途及び練習課題の難度により、必要な場合は円滑化基準の適用を指示するものとします。

尚、国交省の Web サイトに、わかりやすい円滑化誘導基準のチェックリストがあります。
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/barrier-free.files/07-00enkatuka.pdf
上記は 2010 年 5 月現在のファイルのリンク先です。(国土交通省＞住宅・建築＞建築行政＞建築物におけるバリアフリーについて＞基準チェックリスト(PDF File)＞建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト、または円滑化基準チェックリスト

Copyright©2011 一級とるぞ!.Net